

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年7月1日現在)

- ◇ 当院は保険医療機関の指定を受けています。
- ◇ 当院は医師法第16条の二に基づく臨床研修指定病院として、研修医の育成を行っています。指導医をはじめ多職種の職員が指導にあたっています。研修医の育成にご理解の程、お願いいたします。

1、入院基本料に関する事項

◇入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

◇DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

■ 医療機関別係数 **1.6444** (令和8年7月1日現在)

基礎係数 1.0769 + 機能評価係数(Ⅰ)0.4262 + 機能評価係数(Ⅱ) 0.1082 + 救急補正係数 0.0331

◇入院時食事療養について

当院は入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、日本人の食事摂取基準に基づいた内容となっております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時(朝食 7:30、昼食 12:00、夕食 18:00)適温にて提供しております。また、当院では患者さんの状態に応じて、院内デイコーナー(食堂)におけるお食事を病棟職員からお勧めさせていただくことがあります。

◇病棟人員配置について

当院は各入院基本料について、施設基準に適合している旨、東海北陸厚生局へ届出を行っております。各病棟の人員配置については、それぞれの病棟に詳細を揭示しておりますので、ご参照下さい。

2、明細書発行体制について

当院は医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。(公費負担医療受給者等、自己負担がない患者さんも含みます)なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

3、保険外負担に関する事項について (※別紙『定額負担について』をご参照下さい)

◇当院では個室使用料、証明書・診断書などについて、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

1) 初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については、初診に係る費用として、医科は7,700円(税込)、歯科は5,500円(税込)を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。また、再診患者さんの中で病状が安定し、診療所への紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医の紹介なしに再受診された場合、あるいは「かかりつけ医」への紹介を当院より申し出たが、引き続き、当院にて診察を希望された場合につきましては、再診料の他に保険外併用療養費として、医科は3,300円(税込)、歯科は2,750円(税込)を徴収いたします。この費用は病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

2) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の一部が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、当院における使用料の細目料金に定められている金額(1日につき急性期一般入院料1:2,728円(税込)、特別入院料:1,001円(税込))は保険外併用療養費として患者さんの負担となります。

4、各種施設基準届出に伴う事項

◇医師事務作業補助体制加算

当院は、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、医師事務作業補助者を配置しております。

◇緩和ケア診療加算

当院では、必要に応じて、緩和ケアチームによる診療を受けることができます。

◇栄養サポートチーム加算

当院は栄養サポートチームによる栄養管理を行っています。

◇医療安全対策加算

(別紙、『医療安全推進室・患者相談窓口のご案内』をご参照下さい)

当院は医療安全推進室を設置し、医療事故の防止、医療の質及び安全の確保に努めております。医療安全推進室では、相談窓口（1階患者支援センター内）にて患者さんからのご意見も受け付けております。

◇感染対策向上加算

(別紙、『院内感染対策に関する取り組み』をご参照下さい)

◇患者サポート体制充実加算

(別紙、『患者支援センター相談窓口のご案内』をご参照下さい)

当院は患者さんの病気や入院など様々な疑問や不安に対応するため、相談窓口を設置しております。1階患者支援センター正面の相談窓口にて受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

◇術後疼痛管理チーム加算

当院は麻酔科医・看護師・薬剤師による「術後疼痛管理チーム」で手術後の疼痛管理を行っています。

◇院内トリアージ実施体制加算

当院は救急外来において診療の優先順位付けを行うため、院内トリアージを実施しています。

◇外来腫瘍化学療法診療料

(別紙、『外来化学療法診療料（連携充実加算）について』をご参照下さい)

当院では、各職種の専門スタッフが安心・安全な外来化学療法を実施しています。

5、歯科診療に関する事項

◇歯科外来診療医療安全対策加算

当院は歯科診療に係る安全管理対策を実施しており、歯科医師は医療安全対策のための研修を受けています。また、歯科衛生士が勤務し、医療安全対策に取り組んでいます。緊急時の円滑な対応を行うため、当院医科との連携体制を整備し、安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。

◇歯科技工士加算

当院は歯科技工士によって有床義歯を修理する体制が整備されています。

6、処方・医薬品に関する事項

1) 後発医薬品使用体制・バイオ後続品使用体制・長期収載品の処方又は調剤について

当院は患者さんや国民全体の医療費の低減を考慮して、入院及び外来において後発医薬品やバイオ後続品を採用しています。後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただきます。(先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。)

(別紙、『医薬品の使用について』をご参照下さい)

2) 一般名処方について

当院は保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に薬物治療を提供する観点から一般名処方を採用しています。

3) 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、『28日以上長期の処方を行うこと』『リフィル処方せんを発行すること』のいずれも対応可能です。

7、敷地内全面禁煙について

当院は敷地内全面禁煙となっておりますので、ご協力お願いいたします。